

ぎふっこカード等作成及び発送業務に関する一般競争入札公告

ぎふっこカード等作成及び発送業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により公告する。

令和2年11月20日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 入札案件の名称及び数量
ぎふっこカード等作成及び発送業務 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月5日まで

- 2 入札参加者の資格に関する事項
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
 - (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に受けていないこと。
 - (4) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
 - (5) 県内に本社又は本店、支社（店）、営業所等を有する者であること。

- 3 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県子育て支援課少子化対策係
電話 058-272-1918 FAX 058-278-2880
Eメール c11236@pref.gifu.lg.jp
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間 令和2年11月20日（金）から令和2年11月27日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所 3の(1)に同じ。
電子メールによる交付を希望する場合は上記3の(1)まで申し出ること。
 - (3) 競争入札参加資格の確認
 - ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - イ 提出期限 令和2年12月9日（水）午後4時（必着）
期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。
 - ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和2年12月11日（金）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和2年12月18日(金)午後1時30分

イ 場 所 岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県庁12階南 男女共同参画・女性の活躍推進課分室

(5) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止及びこれによる損害

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札者の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 入札等に関する質疑がある場合には、令和2年12月1日(火)午後5時までに書面により行うものとする。

(6) 詳細は、入札説明書による。